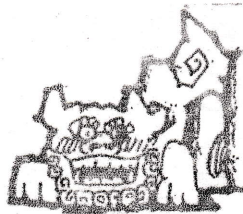


シーサー 屋根獅子通信

2号

- 軍事基地を生産と生活の場に変えていこう!
- 二重加入・二重活動方式を推し進めていこう!
- 未組結労働者の団結の戦線を拓いていこう!
- 鋭き(屋根獅子の)眼をもって、反戦運動を担っていこう!



■ 琉歌 — 与儀 隆 . 1

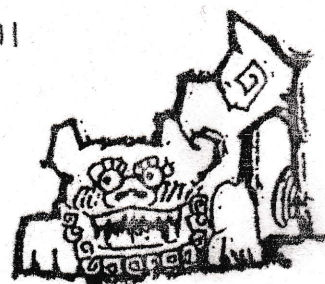
■ 投稿 — 「公開審理雑感」 — 木田明夫 . 2

■ オ三回公開審理報告 . 5

■ 時事雑感 — 大宮育雄 . 9

■ シーサーの眼 — 小林幹雄 . 11

■ 詩 — 如月ゆう . 14



— 坪 反 戦 地 主 会 —

— 民間未組織労働者ブロック —

沖繩ぬ産リ島

2

久高島

与儀 隆

・東天新る老婆を見守りぬ他の島に生くる若者として

・後生への道であつた言ふ断崖もとむらふ人なく阿壇樹しげる

・おもむろに風にさらされし死者の数儀来信仰のみどりとぞ思ふ

・老婆の死に風葬のこと胸にしみい寝がたくをり波のざわめき

・日だまりの老婆にさりげなく目をやれば常に変わらず船路を見てをり

・クバ森のひかり通はぬ木の間よりはらりはらりと雀ぞ舞い来る

投稿

「公開審理雑感」

はじめに

木田明夫

ある目的のもとに人が多く集まれば、個々人の目的意識性と主体的存在は尊重されつつも、目的集団としての統一した力量形成をはかっていくことが、第一の追及テーマになる。その為に指導部分が集団に方向性を示し、行動の戦略的戦術的枠を設定していくことも理解できる。

「指揮に従え、排斥にのるな」という集団の「統制」を言う場合、指導部分はこの「統制」のもつプラス・マイナスの両作用面を充分考慮して集団の運営にあたらなければならぬ。端的に言えばその両作用とは、スムーズな意思一致のもとに集団的対応を可能にさせるが、その逆に個人の主体的思考と活動意欲を自縛し、萎縮さ

せ、結果的に集団の闘争力量形成を阻害させてしまうこと。こうした言葉が使われる場合、当然どちらが集団の闘い様に作用し、その行動への影響はどうでてくるかまですく確認されているべきである。

前置き口釈が長くなったが、前回六月十一日の第四回公開審理の取組みについて、正直言ってみじめになるほど事前の統制自縛が過ぎて、よくない傾向が私達の方が生じてしまっている様に思えた。私一人の慰いすこし、一人合点かもしれないけど、以下少し感慨を書いてみたい。

(一)

問題は、収用委員の逃亡の場面である。私達は彼等のかつてな逃亡を許してはならなかった。

確かにいつも陳述人の先頭に立って頑張っている代理人弁護士は一人も居なかったし、とくに今回は全体の集り具合も今までで一番少なかった。とりくみの厳しさのままに自力で収用委員と対決していかなければならなかった訳だが、それでも小堀らが大勢の発言希望者を前に、強引に審理を打切って退場した時、当然私達は皆んな壇上に駆け上がった収用委員を取囲み、退場を阻止し私達の意見を真面目に聴く様、審理の続行を要求していくべきであつたはず。私達は自己の発言の場をきちんと確保

していく為、それが私も含めて闘う地主・支援者達とすべき最低限の行動だった様に思う。

皆んな起ち上がって逃亡に抗議はした。しかし足は事前に通知の徹底されていた「統制」の二字に自縛自縛されて出なかつたのである。後で新崎先生が「彼等は私達に恐いんだ」と言われても、今更に仕方がない。皆んな愚弄されている自らのフガイなさに憤慨したのではないか。

誰が見聞きしていようとあの場での小堀の横暴な審理指揮は不当であり、許せるものではあるまい。仕事を休んで来た人、ヤマトから高い旅費を自腹きって来た人、皆んなあたまにきていたはずだ。

小堀の眼の前に意見を述べようとする地主達が沢山拳手しているにも拘らず、「陳述人はいませぬ」とうそぶくハレンチぶりは、きつと前もってそうした形での打ち切り——混乱——審理不可能・責任転嫁を策動していたのに違いあるまい。

読谷の一坪地主が「ファシズムだ」とさかんに糾弾していたけど、その通りだ。まさに小ヒトラ——小堀その人である。

(二)

土地は地主の「もの」である。

その土地を奪うな(——) 軍用地に使わせず、生産と生活のばに(——) 二〇年強制使用なんてとんでもない(——) というのが地主の気持ちである。「公開審理」はその地主の気持ちを公けに表す場として権利保障されているのであって、小堀会長の指揮でどうにでもなる様な恩恵的に与えられている機会なのでは断じてない。

私達の意見陳述とは言わば刑事裁判での冒頭陳述権みたいなもの。地主のもつ不動不可侵の権利行使である。今回は取用委の「聞いてやる場」にされ、完全にイニシアを握られてしまっている感じがしたが、発言のイニシアは土地を奪う側、それを許そうとする側にはない。権利者たる地主側にあるのだということを確信するならば、「意見を拝聴する」と言いつつかつてに意見陳述を封殺し逃亡するのを、権利主体である私達が体で阻止していくことは、地主の意見を聞く義務があるのに放棄しようとする取用委員にそんな身勝手な許さず、きちんと最後まで、発言拳手している地主の意見を拝聴させる為の極正当な行動だと言わなければならない。

(三)

私は意見陳述権を守り、公開審理の継続を求めた怒りの行動さえ「統制」プレッシャーで萎縮させられ潰され

たのは、マイナス面がもろに出て、今後の闘いの深化と成長をめざすのに非常にまずかったと思っている。

大衆闘争としての方針と対応を決めてかかることは必要であるけれど、自分らの闘う意欲を削ぎ、行動を萎縮させ、信頼と団結の強化に反する様な方法はけっしてとるべきではない。闘う主体に過度の自己規制を強いる「統制・指揮」は、それこそ敵の望む思うつぼであろう。地主個人の反戦反軍の意思と行動力はもっと信頼されるべきである。

今後は状況の煮つまりに応じてもっと厳しくなる。私達は無念のめじめさを繰返さない為にも、やるべき時は何をやったらいいのかわからないのか、色々のケースを考えて最低限にとれる対応と心がまえをよく検討し事前の相互確認をはかっておく必要があるのではないか。

それから蛇足ながら、何かあるとすぐ舞台裏での「ボス交」で凌ごうとする癖（！）あれは大衆闘争にそぐわないやり方。やめてもらいたいものだ。あんなことばかりしていると、本番の方はアリバイになっていき、味方の気力も信頼も失う。敵にナメられていくばかりだ。

——以上、雑感まで。



会員による会員のための

陶器 注文製作 販売

＊ 民間未組織労働者ブロック 事務局

＊ 那覇市首里石嶺 1-121-2

石嶺窯 松本行正

Tel 0988-85-0957

連絡先



才[㇀]三回公開審理報告[㇁]

第二回公開審理では、私たちは現収容委員を認めることができないことを、その法的根拠として、全委員は除斥・忌避・回避のいずれかに該当するであろう。また米軍用地特措法自体が土地収用委員会についての定めを欠いており土地収用法にもとずく県収用委員会がその任にあたるのが、正当であるのかどうか確定していない。等の理由からするいわば、収用委員に対する不信感を文書によって提出した。(理由の詳細は、創刊号を見てください) 第四回公開審理は皆んな承知のように、小堀の常軌を逸する独断と偏見によって、半時間たらずで何んの審理もないまま強権的・一方的に打ち切られてしまった。この事態については投稿が寄せられています。怒りとともに冷静にこの事態を皆さんも考えてもらいたいと思う。第五回公開審理は、次号に報告をのせる予定です。

(一)

九時 ぼちぼちと集まり始める。スピーカーの音量いっぱいに叫び続ける三つのセクト。

九時五十分―十五分 五者代表の意思一致と作戦会議。

九時十五分 20年強制使用紛争のシュプレヒコールをもって前段集会始まる。各団体、政党、反戦地主のあいさつ及び闘いの決意表明。

九時四十分 ガンバローの三唱、そして入場。

十時 収用委員六名壇上に現れる。第二回公開審理での除斥・忌避・回避の要求申入れに対し、除斥は該当しない、民事訴訟法の準用はないと回答し(新川委員が出席していないことには一言もふれずに)すぐさま―回答に要した時間は30秒弱―那覇防衛施設局の申請理由説明を

求める。という一方的な進行をする。

私達は笠原―施設部長の発言を阻止し、収用委の回答ならざる回答への追及をする。約一時間にもわたる追及及び小堀とのやりとりは後述するとして、最後に代理人や一部の人の意見ばかりでなく、全地主の意見を聞け、その機会を与えよと求めた。ところが小堀はすまし顔で、起業者―防衛施設局の申請理由説明を求めるという一方的進行を繰り返すことによって、この求めを無視した。当然にも笠原の発言は私達によって再度阻止された。

十一時 これを見て収用委は休会に入る。

休会の間、会場では施設局―笠原への糾弾が始められる。

十一時二十分 再開と同時に何もしないで再度の休会。

十一時二十分―三十分 舞台裏では、収用委員会と地主代表との協議がもたれ、会場では再開のコールが起る。

十一時三十分 再々開、まず新崎一坪反戦地主会代表世話人から、我々は公開審理の進行を妨害するものではない、収用委の一方的な進行に対して、我々地主の意見を聞くようにと要求しているのである。という内容の発言があり、次に地主二名からそれぞれ、20年間強制使用

という沖縄差別の暴挙を収用委が収用をやめることによって、除斥・忌避・回避することによって阻止しなさいという意見、各々の収用委員は、その専門的な知識から収用案件が適正であるかどうかを判断するのであるが、現収用委員の各氏にはその資質がないと、具体例を示した批判がなされた。

十一時五十分 怒号の中で施設局の申請理由説明がなされる。

十一時五十分―十二時 会場内に潜入していた私服を摘発し壇上の収用委の前に引出す、この間会場内は抗議の怒号が続き騒然とするも、笠原は一切かまわずその原稿を読み続ける。

十二時 機動隊が会場に乱入するも、ドア付近で阻止それでも笠原は原稿を読み続ける。いったいどういう精神の持ち主なのだろうか。

私服摘発・機動隊隊乱入・阻止というこの間、小堀は事態を收拾することもできずにその無能さを呆然自失―ポカンとした顔で表明していた。反戦地主からの審理を一時中断せよ、笠原の発言をやめさせよ、そして機動隊を排除せよ、という要求によって、ようやく笠原の異常な状況下でのそれでも異常な精神によって続けられていた原稿読みは中止され、機動隊に対し会場から出るよう

に言い渡された。しかし機動隊は容易には引下がろうとしなかった。小堀の口から「出ていくように」ではなく「公開審理の打ち切り」というのが聞かされるべきものだったのかもしれない。

十二時十分 機動隊が排除され申請理由説明が再開される。

十二時三七分 申請理由説明終わる。

私服の潜入・機動隊の乱入に対し収用委に抗議と態度表明を求めるも無視され、第三回公開審理は終了させられた。

十二時四十分 総括集会、怒りをもって盛あがる。

(二)

以上のように第三回公開審理は進行し終了した。まず報告せねばならないのは承知のように機動隊の乱入である。公開審理終了後の総括集会では、弁護士の方から、会場内外には約20名の私服が潜入していること、挑発行為及び機動隊の乱入を予定に入れ、その混乱に乗じて当日で公開審理を打ち切る予定を収用委は立てていたようであると報告された。事実第一回目の休会の後、再開したもの何れもせず、また休会して引込んで行ったのは、反戦地主の代表団に対する協議のサインであったというこ

とであり、その協議の場で、施設局の申請理由説明が本日行なえないのならば重大な決意で打ち切り、をせねばならないと言いつつ放ちとにかくも地主二名が意見をのべることを保障させ、その後申請理由説明を行うということとで妥協した。という経緯があった。

私服の潜入と挑発、機動隊の乱入はあまりにも口コツ乱暴であり、我々の怒りと摘発、阻止の闘いが強烈であったためか、小堀はこの機会をとらえることができず、呆然自失し無能さをさらけだし、打ち切りを強行することはできなかった。我々の怒りの闘いの前にこの策動は粉碎されたのである。

次に除斥・忌避・回避であるが、我々の弁護士（収用委員に弁護士である者がいるし、先の日弁連沖縄大会では、地元の弁護士それも沖縄だけに限るならば多数派が、20年間強制使用に反対する決議に反対する意見を提出した。その理由は笠原が読あげた申請理由説明の丸る写しだという。）から、公式見解では民事訴訟法を準用すると考えてもよいと、九州各県の収用委員会連絡協議会の議事録には明記されており、更に除斥者の加わった収用委での決定は、無効あるいは取消しというのが大勢であり、建設省も無効の要因であるとの見解を示している等の事実を示して、小堀を会長とするこの収用委員会の反

動性を批判した。除斥に該当すると収用委自身が認め今回から出席していない新川委員を含めて収用手続の開始はなされたのであり、そのための行政処分がなされている。これらの諸決定事項をどうするのかが追及された。収用委員長小堀はこれに答えて、他府県はどうであれ当沖縄県収用委員会は、民事訴訟法の準用はないと考えている。また収用手続の開始、行政処分は形式であるから新川委員が加わってなされたとしてもかまわないと答えた。このことによって、自らの反動化と収用委員会自身が形式、従って公開審理も形式上やるだけにすぎないことを表明したのである。

(三)

もはや我々は収用委に対して、公開審理に対して一片の期待、あるいは幻想すらももつことはできない。しかし彼らが公開審理を形式として済ましてしまおう、更に機を見て打ち切りに出ようというのならば、これ了我々は維持することによって、この公開審理の場を、日米安保体制に対する批判、あらゆることの沖縄差別に対する糾弾、そして反戦、反基地、平和を唱える我々の場へと獲得していくこと、軍事基地を生活と生産の場へという私達の闘いの一つの場へと変えていくことである。

復帰は沖縄の解放を意味しなかった。真の沖縄解放とは何んであるのかを、具体的事例、具体的進行に対する批判を通じて明らかにしていこう。

今後の公開審理の進展は予断を許さない。20年間強制使用反対のみならず、基地の存在自体を認めない、軍事基地を生活と生産の場へと変えるべきだとする全ての皆さんの、公開審理への圧倒的な参加を——それがとりあえずは、公開審理の場を我々のものとして獲得することになる——呼びかけます。

八月二十六日 第6回 公開審理
於 浦添市民会館

私達の「生活と生産」の思想で自保空港(軍事)建設を考えてみよう。事態は切迫している
断固たる判断を!!

時事雑感

「衆参同日選挙の結果が示すもの」

大宮 青雄

(一)
七月六日の衆参同日選挙は、大方の予測をはるかに越えて、当の中曾根自身ですら驚く程の自民党の圧勝に終わった。反して「階級政党から国民政党への脱皮」をした「ニュー社会党」は目をおおうばかりの惨敗であった。この結果は、単に例えば民社党の総括のような「準備不足・同日選は立候補者の少ない政党に不利・論争点がぼかされた」というようなことだけによるものではない。この自民党圧勝社会党惨敗という結果は、まさに「五五年体制」の終えんを告げるものとしてあったのであり、その背景には現在の日本の諸階級・層の現状が冷徹としてある。

自民党は「安全・安定・安心」を掲げて選挙に臨んだ。ここに収約されていた圧倒的な意識を生み

出した根拠は、日帝がアジア諸国をはじめとする他国人民を収奪して得ている膨大な超過利潤と、日本資本主義の相対的な安定にある。日本の資本家は他資本主義諸国に比して厳しい自国労働者の搾取をしてきた。しかし、益々増大する超過利潤が労働者の不満をかわし、買収するに充分足りるものへなっているというわけではないのか。すなわち超過利潤のおこぼれに何らかの形であずかっている者が、階級・層の中に増大してきているという事実であり、彼らがそれによってもたらされている現在の生活を是認し、かつ現状ではその維持・防衛を望んでいるという事が今回の選挙結果に表われたのである。

(二)
彼らのこの意識は、自己の現在の生活をもたらし、ている超過利潤が、アジア諸国などの民衆に対する日帝のいかに苛酷な収奪の結果であるのかに目を閉じて不問にしたまま、自分の生活が「安全・安定・安心」であれば良いというものである。それは「国家の繁栄」に直接自己の利益を重ね合せ同一視する意識であり、容易に「国益」擁護の要求に結びついていくものである。従ってそれは、潜在的に、自己と諸国人民の解放闘争に敵対する意識であり、自己

の生活がおびやかされる時には侵略反革命戦争へと動員される基盤となる意識である。

最近の調査結果が必ず指摘する労組員の意識変化といわれる現象の背景もここにある。これが今回の選挙で労組を基盤とする社会党や民社党の惨敗の要因であった。民社党はもとより、「ニュー社会党」として階級性を自ら否定するに至った社会党は、そのことによって労働者をつなぎ止めるどころか、かか意議を促進する役しか果たしていないことを選挙結果は示した。残念ながら社会党は、この否定的な意識の変革をではなく、より一層それに追隨していく姿勢をとっており、社公民による第二保守勢力へと純化していく方向を強めていくだろう。

(三)

私はここで選挙結果の示すものとして、かなり否定的に現状を指摘してきた。そしてこの現実こそが、現在日本の労働者を取りまいていっているものである。しかしこの現状指摘は、決して「ニュー社会党」のように階級性を投げ捨てた先に未来の「展望」を指定したり、あるいは動労一革マル派のごとく「冬の時代は身を縮めて生き延びる以外ない」と、今や「ニュー社会党」をも追い越して日帝の前に這いつくばる

までに「身を縮めて」しまっていることを何ら正当化するものではない。そうではなく、かかる時代であればこそ私たちは原則的な階級形成を推し進めていく必要があるのであり、あらゆる機会を捉えて階級分裂をおし広げ、プロレタリア政治要求の下への結果を全力でかち取っていかねばならないのである。今回の選挙結果からも益々明らかになったのは、階級形成を進めていくためには、他国人民との階級的連帯と共同行動が不可欠であるということである。

(四)

今回選挙での自民党の圧勝を背景に、日帝は超過利潤のより一層の拡大の追及と、「国益の防衛」の名の下での侵略反革命戦争準備を更に加速させるであろう。すなわち労働運動の産業報国会化と、行革・軍拡・国家機密法・改憲などの攻撃が激化するようになるだろう。

しかし現在相対的に安定状況にあるかに見える日本資本主義は、帝国主義間対立の激化と、一方フィリピン・韓国をはじめとするアジア諸国や中南米・中東・アフリカ諸国人民の闘いの前進のなかで危機を深めている。日帝が侵略反革命戦争とアジアズムによってしか延命しえない時代の到来は不可避であ

り、大規模な階級流動の到来もまた不可避である。この時代を見据え、日帝の戦争とファシズム攻撃と真向から対決し、現在の否定的現状を突破して、こゝうではありませんか。今回の選挙での自民党圧勝・社会党惨敗という結果に対する根本的な總括の基軸を以上の様に考える。

人事務局からの協力のおねがい

私達のブロックでは、収用委員を地域から更においづめて、と、会長、副会長の地域へのびう配布を行って、います。これまで公明審理の前日までに二度の配布を行いました。これは地域住民への宣伝活動の意味ももっています。時間と労力が要されている仕事です。一人でも多くの方の協力を得て配布を拡大して、いきたいと思っています。協力のできる方、したい方、ぜひという方は、事務局まで連絡を、ブロック事務局連絡先、浦添市又田550-4、総合健康増進センター内、千儀隆、

TEL 098-791-6311

シターの眼

「数字にこまかされるな」

小林幹雄

那覇防衛施設局の申請理由説明を読むと、九九・六%とか、〇・四%とかの数字を示して、あたかも米軍基地のための土地の提供が一般的には是認されており、反対しているのは極少数であるかのような印象を与え、そのことによって、強制使用をなさうとすることが不当ではないような文章の書きかたになっている。

九九・六%が、〇・四%が云々と言うことによって、強制使用が不当ではないという理由にはならない。問われるのは、強制収用してそれを何の目的のために使用するかである。強制使用自体を問うならば、それが強制であれば、強制収用してそれを何の目的のために使用するにふむべきであり、強制が強制にないようにと言うことではないか。そのために収用にあつたの民主的な手続き定められているのである。この

点に關しては九・六%とか〇・四%と言ふことは全く關係ないことであり、〇・四%の土地を強制使用するにあつても民主的な取用手続きをとる必要があるといふことなのである。たとえ〇・四%が〇・〇四%であつても、たった一人〇・〇一%であつても。

次に目的の正当性を、九・六%の土地が契約されてゐるからと言ふのなら、これはき弁であり、ごまかしである。土地の広さが問題なのではない。例えば九〇%の土地を一〇%の地主が所有し契約に応じ、残り一〇%の土地を九〇%の地主が所有し契約を拒否しているといふ場合、明らかに目的に対して多數の人々は反対しているのであつて、それを九〇%の土地は契約されたのだからといふことにはならない。つまりどれだけの地主が契約に応じたのかを問題にせねばならないのは明らかである。そこで問題は、沖繩にあつて多數の地主が契約に応じてゐるから、日米安保条約・米軍基地を認めたことになつてゐるのかといふことである。決してそうではない。申請理由説明に、「日米兩國とも日米安全保障条約を終了させ、日本國・米國とも政党政治が行われているのは承知の所である。米國の共和黨（現米大統領レーガンの所屬する）・民主黨、共に安保条約を終了させようとは考えていな

いだろう。ところで日本國はどうか、政府自民黨は終了させようとは考えていないだろうが、有力なる野黨の日本社会黨及び日本共產黨は、日米安保条約の破棄・米軍基地の撤去をその政策にかかげている。今回の選挙では自民黨が勝つたと言われているが、その前までは、保守伯仲、保守逆転かという状況であつた。また今後の選挙においては自民黨が勝つ保障はどこにもないし、伯仲あるのが日本國の現状である。ことにこの沖繩にあつては、安保条約に否定的態度を取る政黨をも含めるならば、更に米軍基地撤去だけをとるならば五〇%以上の人々がこれらを政策とする政黨を政治勢力を支持したわけである。そこで常識的に一般社会通念上一考えるならば、契約に応じて地主約二万六千人のうち五〇%以上の地主は米軍基地も日米安保条約も認めていないといふ結論になるのではない。それをあたかも九・六%の土地は契約されたからといつて、目的の正当性を主張しようとするのは、き弁・ごまかしという他ない。（なおそれでも契約した地主が大多數であるといふのは、その契約が本人の意に反したものであり、いろいろな事情によつてやむなく契約されたのだといふのが本當のところであることがわかる。）従つて使用目的の正当性を述べたものと思

■米軍用地20年強制使用粉碎
沖縄芸能フェスティバル■

●とき●

1986年9月29日(月) 午後6時~9時

●ところ●

宜野湾市民会館ホール

●主催●

〈うち揃て、遊ば、笑て、遊ば〉

公演実行委員会

実行委員長 幸喜良秀

*実行委員会事務局

伊禮 弘 09893-3-9447 (自宅)

09893-9-1212
(内線423) 職場

われる第一申請理由の一申請理由の(3)全文ことに
「……かかる目的を有する駐留軍の駐留は、わが国の生
存と安全の維持という国益を確保する上で極めて重要か
つ高度の公共性を有するものである。そして駐留軍の駐
留は、今後相当長期にわたると考えられ……」も決して
不動のものではない。

「うち揃て、遊ば、

笑て、遊ば、

あかし

沖縄の存在証明として

〈2007年〉へ

あしびー

NONの行動を

しょうじゃないか

ひとりことあるはつばやき

「戦争でなくなった人たちのぶん私たちが幸せつかんでいいですか」 (いけません) この問かけはあまりに酷だ 聞わ

れれば「幸せになって下さい」という他はない 返答が予定された問い 強いられた返答 ならば聞かけずに 風の音を 海の音を 大地の音を 聞こう やみの声 やぶの声 こうの光 明るいはずの鳥なのに しかし陽光はきびしすぎるのか いつまで打ちのめすのでありつづけるのか 「戦争でなくなった人たちのぶん私たちが幸せつかんでいいですか」 これはだれへの問かけ いけません このまま幸せになつてしまうことが 幸せであることが 不安で 恐ろしい 幸せであることが肯定で きない この感じ この思い この思考 —それは情念— 戦争で死んでいった人々 いま死という恐怖から解放され 死に向かわしめたものどもに 自分自身に 何かを急じつづけている 生きて残った人々に対して 新たに誕生した生命に対して 何かを叫びつづけている 今もなを 決算 清算 總結 これは生きて残った人たちがのみ成し得ること この感じ この思い この思考 —それは情念— 済んでいない 終わっていない だから 死んでいった人たちの叫びが 今も聞こえるのだ 死んでいった人たちが 安らかに 眠ることができるとき また私たちも幸せを受け入れることが できるだろう 「戦争でなくなった人たちのぶん私たちが幸せつかんでいいですか」 (幸せになつて下さい) だがしかしそれは新らしく生れた命 生きて成長した子供たち 「幸せにくらしているようです」 だがしかし生きて残った私たちに やり残していることがある 生れた命 子供たちを 死んでいった人たちへと育ててきたのではないか このままならば それでも 「幸せにくらしているようです」 聞きたい 声を あなたの声をではなく 育てられた命の 子供たちの 育てられている子供たちの 声を 守る なにを守る この虚構そして「幸せ」をか この感じ この思い この思考 —それは情念— 死んでいった人たちの叫び声 それらの源泉 これならば守ろう だがそれは 現実にあるものなのか 心の中に 心の奥底に 風の中に 海の中に 大地の中に やみの光 やぶの光 こうの光 にあるもの そうだ だから生きて残った私たちは 死んでいった人たちの分まで「死んでいった人たちの—幸せを創りださなばならない それが新たに生れた命 子供たちを 死んでいく人たちへと育てないために」

—つづく—

如月 ゆう

編集後記

日本で一番暑い沖縄、否、日本に較べて
熱い沖縄、フィリピンは燃えあがった。連
帯し、ヤマトをして寒からしめよ。

防衛施設局、果敢用委員会、そして反動
政府を、人民の、大衆の、民衆の力によって
追いつめよう。

深層の心理を解放し、対象化・物質力化
するの、それともその心ゆえをもって挽
歌をうたうのか。

「時事雑感」この欄が持続するよう、会員諸
子の批判精神・分析力の發揮を。

「シーサーの眼」創刊号での予告とイメージが
多少ちがうが、「拡大解釈」して視界を広げて
よたい。

(M.I.K.I.)

屋根獅子通信

2号

一坪反戦地主会

民間末組織労働者ブロック 会報

1986年8月15日 発行

定価 100円（但しブロック会員は無料）

幹事 大宮育雄・高江洲朝男

事務局長 与儀 隆

ブロック事務局 連絡先

浦添市沢550-4 総合健康増進センター内

(Tel 0988-79-6311)

与儀 隆